

# 産業構造審議会 活動報告書

令和元年6月3日



# 目 次

## **産業構造審議会活動の概要**

現在の組織	5
開催状況	5
答申・報告書等	5
組織図	6

## **I 組織の変更**

2050 経済社会構造部会	9
航空工場検査員国家資格制度等小委	10
Connected Industries における共通商取引ルール検討小委員会	11
電力レジリエンスワーキンググループ	12

## **II 答申・報告書等**

通商・貿易分科会	15
製造産業分科会	16
商務流通情報分科会	20
保安・消費生活用製品分科会	21
知的財産分科会	23



## 産業構造審議会活動の概要

### 現在の組織

産業構造審議会は、平成31年3月末日現在、4つの部会、7の分科会、31の小委員会、33のワーキンググループ（以後、「WG」という。）によって構成されており、我が国の経済産業に関わる諸問題について、調査審議を行っている。

昨年の報告以降、1つの部会、1つの小委員会、1つのWGを新設した。これらの新設組織の設立趣旨・審議予定等については、次章で詳しく紹介するが、いずれの組織も、我が国経済の変化と、それにより生じる新たな課題への対応について、活発な審議を行っている。

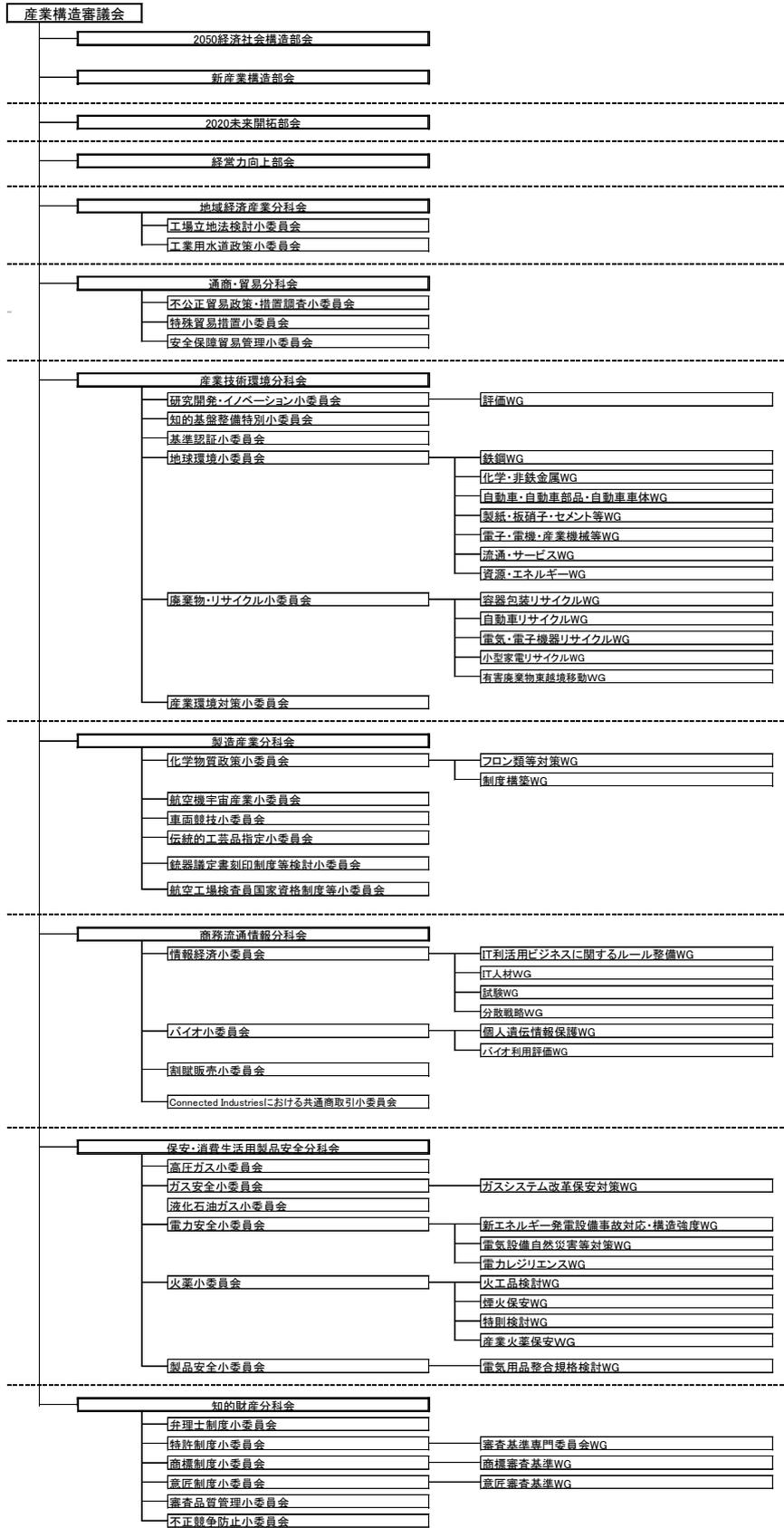
### 開催状況

昨年の報告以降、総会2回、部会5回、分科会4回、小委員会59回、WG43回、総計113回開催しており、開催状況・議事要旨を、経済産業省のホームページにおいて公開している。

### 答申・報告書等

昨年の報告以降、総計11件の答申・報告書等を取りまとめており、経済産業省のホームページにおいて公開している。これらは、今後の経済産業政策の運営に広く反映していくものである。

※本活動報告書は、平成30年4月から平成31年3月までの産業構造審議会における活動を取りまとめたものである。



# I 組織の変更



## 2050 経済社会構造部会

### 「2050 経済社会構造部会」(平成30年8月設立)

部会長：柳川範之(東京大学大学院経済学研究科)

#### 設立趣旨

我が国は今後、2050年頃にかけて、人口動態の変化やそれに伴う社会保障支出の増大など大きな構造変化に直面することが予想される。同時に、第4次産業革命やグローバル化等の進展により、産業構造や就業構造も大きく変化する見通しである。こうした構造変化の中で、次世代に持続可能な経済社会を残すためには、人生100年時代に合わせて国民や企業の行動を変えることで、全ての世代がエイジフリーで活躍できる健康長寿・生涯現役社会を実現することが必要である。

こうした問題意識の下、2050年頃までの構造変化を踏まえ、持続可能な経済社会を構築するための将来像と政策課題を整理するため、産業構造審議会に2050経済社会構造部会を設置した。

#### 検討事項

- (1) 2050年頃までの経済社会の構造変化
- (2) 持続可能な経済社会に向けた政策課題

#### 審議スケジュール

第1回 平成30年9月21日

- ・2050年までの経済社会の構造変化と政策課題について

第2回 平成30年10月15日

- ・健康寿命の延伸に向けた予防・健康インセンティブの強化について
- ・生涯現役社会に向けた雇用制度改革について

第3回 平成31年2月13日

- ・予防・健康づくりの意義と課題について
- ・ウェアラブルやデータ活用による疾病・介護予防や次世代ヘルスケアについて

第4回 平成31年3月12日

- ・疾病・介護予防に関する政策提案(案)について
- ・労働市場の構造変化と課題について

## 製造産業分科会

### 「航空工場検査員国家資格制度等小委員会」（平成31年2月設立）

小委員長：大林 茂（一般社団法人日本航空宇宙学会 会長）

#### 設立趣旨

航空機製造事業法は、航空機産業の健全な発展を図るため、航空機及び航空機用機器の製造及び修理事業の事業活動の調整を行うとともに、航空機産業における生産技術の向上を図るため、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規制している。

本法律によって、航空機又は航空機用機器の製造又は修理に係る許可事業者は、航空工場検査員国家試験に合格した者のうちから航空検査技術者を選任し、航空機又は航空機用機器が認可を受けた方法により製造又は修理されたものであることについて、航空検査技術者に確認させなければならないこととなっている。

航空機製造事業法は、施行後60年以上が経過していることもあり、現代の航空機産業の実態に即した形の法執行が行えるように不断の見直しを行うことが必要である。

現在、航空検査技術者の選任にあたっては、実態として多くの事業者が、国家試験の合格だけでなく一定期間の実務経験を選任基準に加えている。また、事業者からは国家試験の内容が航空検査技術者としての作業に必要な知識に直結していないという意見がある。このような状況に鑑み、航空工場検査員国家資格制度の在り方等について議論することとしたい。

#### 検討事項

航空検査技術者の国家資格制度の在り方等

#### 審議スケジュール

第1回 平成31年3月12日 航空検査技術者の国家資格制度の在り方について

## 商務流通情報分科会

「Connected Industries における共通商取引ルール検討小委員会」

(平成30年6月設立)

小委員長：柳川範之（東京大学経済学研究科教授）

### 設立趣旨

第四次産業革命による ICT の進展及びプラットフォームの出現等により競争環境の変化の下で、意欲的な事業主体がイノベーションを創出し、多種多様な事業展開や革新的なサービス提供を可能とする環境整備及び、利用者利益の「保護」のみならず、利用者利益の「実現」の達成による更なる豊かな消費生活の実現が必要とされている中、様々なつながりによって、新たな付加価値の創出や社会課題の解決をもたらす「Connected Industries」の実現が求められている。現在、プラットフォームがイノベーションを牽引し、リアル分野にも事業領域を拡大してきている中、我が国においては他国に後れを取っているものの、スタートアップ企業や他業種からの参入によってイノベーションが生まれつつある状況であり、合理的な規制緩和等により、こうした動きを促進していくことが重要である。

□一方、プラットフォームの社会的責任・公正を巡る諸問題も顕在化してきており、こうした状況を踏まえ、イノベーション促進とのバランスのとれた規律について検討を行った。

### 検討事項

- (1) イノベーションの促進
- (2) プラットフォーマーによる社会的責任・公正性の実現

### 審議スケジュール

第1回 平成30年7月30日

第2回 平成30年8月31日

第3回 平成30年9月20日

第4回 平成30年11月6日

中間整理公表 平成30年12月28日

## 保安・消費生活用製品安全分科会

### 「電力レジリエンスワーキンググループ」(平成30年10月設立)

座長：大山力 (横浜国立大学大学院工学研究院教授)

#### 設立趣旨

平成30年は、西日本豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震等の災害が続発し、大規模停電が発生するなど、電力供給に大きな被害をもたらした。これらの災害によって、情報発信の在り方、電力業界の広域連携の在り方などの課題が明らかになるとともに、電力政策における安定供給の重要性とレジリエンスの高い電力インフラ・システムの在り方について検討することの必要性が改めて認識されることとなった。

一連の災害による国民生活や経済活動への影響に鑑み、電力等の生活を支える重要なインフラがあらゆる災害に対し、その機能を維持できるよう、全国で緊急に点検を行い、政府の対応方策を取りまとめることが、「重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議」において決定した。また、北海道全域にわたる大規模停電の発生原因及び再発防止策等について検証を行うため、電力広域的運営推進機関において「平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会」が設置され、平成30年10月25日に中間報告が公表された。

こうした状況を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会と産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会の下に、合同ワーキングとなる「電力レジリエンスワーキンググループ」を設置し、レジリエンスの高い電力インフラ・システムを構築するための課題や対策について審議する。

#### 検討事項

- (1) 平成30年に発生した災害による大規模停電発生時の政府の対応について
- (2) 北海道大規模停電に係る検証・評価について
- (3) 電力レジリエンス総点検について
- (4) 今後の対策パッケージについて

#### 審議スケジュール

- 第1回 平成30年10月18日 大規模停電発生時における政府の対応について
- 第2回 平成30年10月25日 北海道電力の設備形成や発災当時の運用と大規模停電の発生原因の関係性について
- 第3回 平成30年11月5日 電力レジリエンス総点検について
- 第4回 平成30年11月14日 中間とりまとめについて



## II 答申・報告

## 通商・貿易分科会

### 「2018年版不公正貿易報告書（報告書）」

不公正貿易政策・措置調査小委員会（平成30年6月）

#### 報告書の概要

世界貿易機関（WTO）協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国の主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。

#### （1）第一部

第一部においては、18ヶ国・地域の計136件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。なお、2018年版では、新規案件として以下11件の政策・措置を指摘している。

- ① 中国：輸出管理法案
- ② 中国：アルミ補助金
- ③ 中国：アンチ・ダンピング措置（クリロニトリルブタジエンゴム）
- ④ 中国：アンチ・ダンピング措置（オルトジクロロベンゼン）
- ⑤ 米国：1974年通商法201条に基づくセーフガード措置（太陽電池・大型洗濯機）
- ⑥ 米国：1974年通商法301条及び関連規定
- ⑦ 米国：1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品の輸入制限措置
- ⑧ 米国：酒類容器の容量規制
- ⑨ ベトナム：サイバーセキュリティ法案
- ⑩ ベトナム：輸入自動車認証制度
- ⑪ インドネシア：改正特許法

#### （2）第二部

第二部においては、第一部であげた問題点の指摘の根拠となるWTO協定と主要ケースに関する解説を行っている。なお、2018年版では、新たに4つの特集記事（「迂回」と通商ルール、補助金の透明性向上のための規律強化の重要性、WTO上級委員会を巡る問題、データローカライゼーションを巡る各国規制）を追加している。

#### （3）第三部

第三部においては、WTO協定を補完する新たな国際ルールとして、経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。

## 製造産業分科会

### 「伝統的工芸品の指定に係る答申について」(答申)

伝統的工芸品指定小委員会 (平成30年8月16日)

#### 答申の概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品の指定品目に「奈良墨」及び「三線」を追加すること、並びに「高岡銅器」の指定内容を変更することについて了承した。

#### ※「奈良墨」の概要

奈良墨は、奈良県奈良市において生産されている墨。明日香の地で始まったとされ、都が京都へ移ってからでも奈良には多くの社寺があることから、写経や学問に必要な墨の工房は奈良に留まった。奈良県奈良市にある興福寺二諦坊の燈明の煤を集めて作ったとされている油煙墨が、良質な「奈良墨」として名声を得て以降、現在まで長い伝統を保持している。



#### ※「三線」の概要

三線は、沖縄県那覇市等において生産されている楽器。琉球王国時代に中国よりその原型が持ち込まれ、宮廷楽器として発展。その後庶民へも広く普及していき、現在は世界遺産に登録された組踊や琉球歌劇、民謡、ポップスなど様々な音楽シーンにおいて欠かせない楽器となっている。



#### ※「高岡銅器」の概要

昭和50年に伝統的工芸品に指定した富山県で製作される鋳物。指定済みの双型・蠟型・焼型の鋳造方法の他に、水分を含んだ砂を型枠の中にそのまま押し固める「生型鋳造法」の技法を追加した。



## 製造産業分科会

### 「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について（報告書）」

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ・中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会（平成31年2月）

## 報告書の概要

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ及び中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会合同会議では、フロン排出抑制法における機器廃棄時の冷媒フロン類の回収率が3割台と低迷し、直近でも4割弱に止まっていることを受け、今後のフロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について検討を行い、主に以下の内容からなる報告書を取りまとめた。

#### （1）現状認識と廃棄時回収率低迷の要因分析について

機器廃棄時に冷媒フロン類が未回収となる要因を定量的に分析するため、要因を以下の3つに区分し、調査を行った。

<要因 A>回収が実施されなかったこと（のみ）に起因する未回収分

<要因 B>回収作業が実施されなかったが、たとえ実施されていても、回収残となったと考えられる未回収分（要因 A と要因 C の複合要因）

<要因 C>回収作業は実施されたが、回収残となったことに起因する未回収分

調査の結果、要因 A については、建物解体時への対応を中心に、回収実施台数率を改善する施策を講じることが必要であり、これと並行して、要因 B 及び C について、空調の中型を中心に、一台当たり冷媒回収率の改善について取り組む必要がある。

#### （2）廃棄時回収率向上に向けた具体的な対策の方向性について

要因 A に対しては、ユーザーによる機器廃棄時、建物解体時、廃棄機器を引き取る際の廃棄の各局面において、ユーザー、解体工事元請業者、廃棄物・リサイクル業者等が相互に確認・連携しあって、機器廃棄時の冷媒フロン類引渡義務の履行を促進する取組が必要である。

また、要因 B、C に対しては、機器、特に空調の中型からの回収に関し、技術的知見を有する者の協力を得て、技術面から要因分析を進める場を立ち上げ、関係者へのヒアリングや、必要に応じた実証試験等を通じて、未回収分が回収方法の問題によるものか技術的な制約によるものかの両面から調査・分析を進めるべきである。

## 製造産業分科会

### 「改正オゾン層保護法に基づく新たな HFC 規制の運用のあり方について（報告書）」

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ（平成30年9月）

#### 報告書の概要

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループでは、2018年6月に成立した改正オゾン層保護法の具体的な運用のあり方について検討を行い、主に以下の内容からなる報告書を取りまとめた。

#### （1）製造及び輸入数量の割当てに係る具体的運用

##### ①基本的運用

各事業者に対する消費量の割当てについて、フロン排出抑制法に基づく使用見通しと整合を図りつつ、毎年一定の比率により削減を行う。

##### ②例外的運用

基本的運用の結果として生じる消費枠の余裕分を活用して、事業者へのインセンティブ付与等の用途への割当てを行う。

#### （2）その他の運用事項

##### ①輸出入管理

HFCの輸入量から除くこととされている原料用途での輸入について、事前確認及びその実績報告を求める制度を整備することが適切である。

また、2033年以降HFCの非締約国との貿易が制限されることを踏まえ、規制開始に間に合うタイミングで必要な国内制度を整備することが適切である。

##### ②副生 HFC23 の破壊

製造事業者の実績報告において副生 HFC23 の発生量及び破壊量の報告を求めており、各事業者における副生 HFC23 破壊の実施状況を継続的に確認していくことが適切である。

加えて、オゾン層保護法第4条に基づき HCFC 製造の許可を行う際、オゾン層保護法第10条に基づき、副生 HFC23 の実施可能な範囲内での破壊を条件として付すことが適切である。

##### ③フロン排出抑制法に基づく使用合理化計画のフォローアップとの関係

改正オゾン層保護法の施行後は、使用合理化計画のフォローアップ及び実績公表においても、改正オゾン層保護法に基づく実績報告を活用することにより、効率的に実施することを検討すべきである。

## 製造産業分科会

### 「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて一具体的な取組のための制度設計一（報告書）」

車両競技小委員会（平成30年7月）

#### 報告書の概要

産業構造審議会製造産業分科会車両競技小委員会では、競輪事業の最近の状況等を踏まえた上で、今後の競輪事業の持続的発展のため課題解決に向けた検討を行ってきた。現状の課題認識と課題解決の具体的な取組等について、同年3月に中間とりまとめとして報告をとりまとめた。その中間とりまとめを踏まえ、より着実に実行されるよう各種具体的な取組を報告書として以下のとおりとりまとめた。

#### （1）はじめに

本年3月にとりまとめられた「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて（中間とりまとめ）」において、「今後連動させながら制度設計を行っていく必要がある」とされた取組や「今後の制度設計の議論の中で検討すべきである」とされた取組について、競輪事業の全体最適・持続的発展に向けて着実に実行させるため制度設計を示す。

#### （2）制度設計

中間とりまとめに基づき、以下に掲げる項目に関する具体的な制度設計を示し、今後はその制度設計に基づいたフォローアップを本委員会で行う。

- ① 「競輪最高会議」の抜本的強化
- ② J K Aの組織・働き方改革及び人材の能力開発
- ③投資のための財源確保
- ④施行者間調整ルールとインセンティブの仕組み構築
- ⑤厳格なモニタリングと是正措置の仕組み構築
- ⑥ J K Aが行う社会還元

#### （3）結びに

今後、J K A、全輪協及び日競選を中心として、本制度設計及び顧客向け施策に関する各種具体的な取組について、検討及び実行が確実に進むことを期待する。売上や施行者収益が回復基調にある今、「最後の機会」という危機感を再認識し、各種具体的な取組の確実な進展に必要な環境整備の検討も加速させ、その検討結果を本委員会において早急に確認することとする。

## 商務流通情報分科会

### 「Connected Industries における共通商取引ルール検討小委員会（中間取りまとめ）」

Connected Industries における共通商取引ルール検討小委員会(平成30年6月)

#### 中間取りまとめの概要

商務流通情報分科会 Connected Industries における共通商取引ルール検討小委員会では、①イノベーションの促進と②プラットフォームによる社会的責任・公正性の実現を基本原則とし、プラットフォームの出現や業種横断的なビジネスの活発化等の環境変化を踏まえた、商取引ルールの在り方について検討を行った。これを踏まえ、プラットフォームをめぐる商取引環境とあるべき制度について提言をすることを目的として下記の報告をとりまとめた。

#### (1) 現状と課題提起

プラットフォームの登場による商取引環境の変化として、「個人による情報発信・収集能力が補強され、個人の供給者となる環境が整備されること（CtoC市場の成立）と、技術の発展やデータの利活用によりこれまでは拾いきれなかったニーズへの対応や従来型の業務の効率化が可能となること、が生じている。こうした商取引環境の変化を踏まえ、「イノベーションの促進」及び「社会的促進・公平性の実現」の観点から、適切な商取引環境の整備のあり方について検討を行った。

#### (2) 検討の方向性

##### ①イノベーションの促進

現行法制の下では、個人が供給者となることや技術の発展・データの利活用が必ずしも想定されておらず、法制度が阻害する場合がある。イノベーション促進の観点から、「個人」という供給主体の参加を踏まえ、適切な CtoC 市場におけるルールのあり方について検討を進めるとともに、既存立法の保護法益が適切に保護されていることを前提に技術・データの利活用を促進するため現状制度の見直しを行う必要がある。

##### ②社会的責任・公正性の実現

CtoC 取引における需要者と供給者の保護の観点をはじめ、市場提供者であるプラットフォームが果たすべき社会的責任を期待することには合理性がある。巨大化し寡占化・独占化するプラットフォームの動向や実態を踏まえつつ、公平性や情報利活用のルールについて検討することが重要である。

## 保安・消費生活用製品安全分科会

### 「2019年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について（報告）」

液化石油ガス小委員会（平成31年3月）

#### 答申の概要

LPガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LPガス事故の早期撲滅等の観点から、LPガス販売事業者等が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等の具体策を提示した「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」について了承した。

#### （1）LPガス事故の発生状況、事業者の法令遵守の状況

- ① 2018年は、LPガス事故の発生件数は206件であり、2017年の193件から13件増加となった。また、死亡者数は1人で増加となったが、負傷者数は46人で2017年から4人減少し、液石法が公布された昭和42年以降最も少ない数となった。
- ② 2018年度は、経済産業省で100社（105事業所）に対し立入検査を実施した。

#### （2）2019年度保安対策指針 新規項目

- ①バルク貯槽等の20年検査に向けた体制整備（2019年度追記部分のみ抜粋）

バルク貯槽の搬出作業時における安全性を向上させるため、LPガス販売事業者等は、充てん事業者との連絡を密に取り合いながら、工事日までに計画的な消費調整を行うことにより、バルク貯槽内の残留ガスをできる限り減らすよう努めること。

- ②消費設備調査の推進（2019年度追記部分のみ抜粋）

LPガス販売事業者等は、「供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示」において、2017年の一部改正により使用が禁止された「安全アダプター」、「両端迅速継手付ゴム管」、「両端迅速継手付塩化ビニルホース」及び「両端ゴム継手付塩化ビニルホース」に関し、できる限り早期の撤去又は法令適合製品への取替えを一般消費者等に周知するとともに、告示における経過措置期間である2022年4月1日までに確実に同製品が使用されることのないよう適切に措置を講ずること。なお、両端迅速継手付ゴム管等は、ガストーブでの使用など、冬季のみに使用されているケースがあることから、消費設備調査等の需要家接点の機会を捉え、一般消費者等に使用の実態を確認することが望ましい。

## 保安・消費生活用製品安全分科会

### 「電力レジリエンスワーキンググループ 中間とりまとめ」

電力レジリエンスワーキンググループ（平成30年11月）

#### 報告書の概要

平成30年に生じた一連の災害から得られた反省と教訓を最大限に活かし、今後の電力政策の在り方を検討するため、一連の災害に伴う大規模停電における事実関係や原因の確認から、今後、同様の事態を防止するための電力インフラの総点検の検証・審議を行った。今後、取り組むべき対策パッケージについて、取りまとめ後に即座に実行に着手する「緊急対策」と、即座に検討に着手する「中期対策」に分けて取りまとめた。

#### (1) 平成30年に発生した災害に係る検証・評価

一連の災害によって発生した大規模停電発生時の政府の対応を振り返り、検討すべき課題や論点の抽出を行った。特に北海道胆振東部地震に伴って発生した大規模停電については、電力広域的運営推進機関に設置された検証委員会における検証内容も踏まえつつ、過去における発電・送電投資の経緯や、その経済性等も含めた総合的観点から検証・議論を行った。

#### (2) 電力レジリエンス総点検

2018年9月21日に開催された「重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議」において、重要インフラの緊急点検を行うことが決定されたことを踏まえて、電力インフラの総点検について、電力会社等からの報告を受け、審議・評価を行った。具体的には、「ネットワーク全体」と「火力発電設備等の個別設備」の2点について総点検を行った。

#### (3) 今後の対策パッケージ

今後新たに発生し得る災害等においても効果を発揮させるためには迅速性も必要であることから、取りまとめ後に即座に実行に移すべき「緊急対策」と、制度改革を含め、取りまとめ後に即座に検討に着手すべき「中期対策」を対策パッケージとして取りまとめた。分野としては、ブラックアウト等の発生を最大限回避するための「防災対策」と、停電が発生した場合の被害・リスクを最小化するための「減災対策」双方について検討した。

## 知的財産分科会

### 「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方（報告書）」

特許制度小委員会（平成31年2月）

#### 報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では、企業が特許権等によって、大切な技術等を十分に守れるよう、知財訴訟制度を改善すべく、2018年10月以降、知財紛争処理システムの見直しについて審議を行い、主に以下の内容から成る報告書を取りまとめた。

#### （1）証拠収集手続の強化

製造方法の特許や、ソフトウェア特許に係る侵害訴訟においては、侵害の立証に必要な証拠の収集が困難であり、証拠収集手続の実効性を高める必要がある。このため、特許権の侵害の可能性がある場合、中立な技術専門家が、被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度の導入について、特許法の改正を視野に検討を進めることが適当である。

#### （2）損害賠償額算定方法の見直し

損害賠償額算定のプロセス及びその基準についての納得感を高めるべく、

①特許法第102条第1項で覆滅された部分について相当実施料額を認める制度

②特許法第102条第3項に定める相当実施料額の算定に当たって考慮すべき要素の明確化

について、特許法等の改正を視野に検討を進めることが適当である。

#### （3）紛争解決手段の選択肢の整備の検討

利用者のニーズに合わせた紛争解決手段として、小委員会において議論した二段階訴訟に対しては、早期の実現が可能となるかなどについて様々な意見が提出されたため、日本の民事訴訟法の体系に見合った制度の在り方について、引き続き議論を深めていくべきである。

#### （4）訴訟にかかる費用負担軽減の検討

中小企業にとって利用しやすい知財紛争処理システムの整備に向け、知財訴訟における代理人費用等の負担配分及び中小企業に対する支援策の在り方について、利用者の意見を踏まえつつ、引き続き議論を深めていくべきである。

## 知的財産分科会

### 「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて（報告書）」

意匠制度小委員会（平成31年2月）

#### 報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会では、AIやIoTといった技術の浸透に対応した意匠制度の在り方について、審議を行い、イノベーション及びブランド構築に資する意匠制度を整備すべく、主に以下の内容から成る報告書を取りまとめた。

#### （1）画像デザインの保護

近年、IoT等の新技術の浸透に伴い、クラウドに保存され、ネットワークを通じて提供される画像や、壁や人体等の物品以外に投影される画像が増加している。

これらの画像デザインを意匠法により保護することができるよう、操作画像や表示画像について、画像が物品に記録・表示されているかどうかにかかわらず保護対象とすることが適当である。

#### （2）空間デザインの保護

昨今、モノのデザインのみならず、コト（経験）のデザインを重視する観点から、店舗デザインに投資して独創的な意匠を凝らし、ブランド価値を創出して製品・サービス等の付加価値や競争力を高める事例が見られるようになっており、建築物についても、ブランド価値の創出の観点からデザインの重要性が高まっている。

したがって、こうしたデザインを保護できるよう、建築物を意匠の保護対象とするとともに、内装を一意匠として登録できるようにすべきである。

#### （3）関連意匠制度の拡充

近年、同一のコンセプトに基づき、長期間にわたりモデルチェンジを継続的に行う企業が増えているが、現行の関連意匠制度では、こうしたデザインを十分に保護できない。これを踏まえ、一貫したデザインコンセプトに基づくデザインを保護するため、下記のとおり関連意匠制度を拡充すべきである。

- ①関連意匠の出願可能期間を、本意匠の登録の公表日まで（8か月程度）から、本意匠の出願日から10年以内までに延長する。
- ②関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認める。

## 知的財産分科会

### 「審査品質管理小委員会報告書（平成30年度）（報告）」

審査品質管理小委員会（平成31年4月）

#### 報告書の概要

平成30年度における特許庁の品質管理の実施体制及び実施状況について、評価項目及び評価基準に基づいて評価を行うとともに、改善点について検討した結果を、今後の審査の質の向上に向けた方向性として取りまとめた。

#### （1）審査品質管理の取組状況

特許庁における品質管理システムについて概観した上で、特許・意匠・商標それぞれの部門における平成30年度の審査品質管理の取組状況についてまとめた。

#### （2）平成30年度の審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

品質管理の前年度からの改善状況を含めて審議の対象とし、本小委員会で策定した評価基準にしたがって評価の上、その結果を取りまとめた。

#### （3）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

実施体制及び実施状況に関する委員からの評価を通じて得られた、品質管理の実施体制及び実施状況に関して改善が期待される事項について取りまとめた。

## 知的財産分科会

### 「創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方等に関する意匠審査基準の改訂について（報告書）」

意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ（平成30年10月）

#### 報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループでは、平成30年9月から10月にかけて、創作の実態に則した意匠の開示の在り方等について検討を行った。3回にわたる審議の結果、対応の方向性について、概略以下のとおり、報告書を取りまとめた。

#### （1）創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方

現行運用においては、願書及び図面等の記載要件は、原則として意匠に係る物品全体の開示を求めている。このため、意匠の創作の内容を具体的に特定できる場合であっても、物品全体が開示されていないときは、方式指令や拒絶理由の対象となっている。そこで、ユーザーの手続の利便性向上のため、以下のように運用変更すべきである。

##### ①図面の記載要件の最適化

- ・ 物品全体が開示されていなくても、意匠登録を受けようとする意匠が十分に開示されていれば、図の数等は不問とする。
- ・ 表現上必要な場合、出願に係る意匠以外の物品等も図示可能とする。
- ・ 中間省略箇所の表現方法を多様化する。

##### ②全体意匠と部分意匠の関係の運用変更

- ・ 願書の記載項目である「【部分意匠】」の欄を廃止する。当該欄の廃止後は全体意匠と部分意匠との間でも、先願（意匠法9条1項）、協議指令（同9条2項）、関連意匠（同10条1項）の規定の適用の判断を行う。

#### （2）一物品・一意匠の考え方等の明確化・運用の見直し

- ①「意匠に係る物品」の欄の記載について、意匠に係る物品の区分と実質的に同程度の記載と判断でき、意匠の明確性にも支障が無い場合は形態や材料等の補足的な言及がある場合でも、柔軟に取り扱う。
- ②一物品の考え方について、複数の構成物からなるものの場合、それら全てが一の特定の用途及び機能を果たすために必須とはいえない場合でも、一の形態としてのまとまりや、製造・使用・流通時の一体性があれば、それらも補完的に考慮して判断する旨を明確化する。
- ③意匠審査基準上限定している組物の意匠の構成物品は、社会通念上同時に使用される物品の範囲内で、出願人の任意とする。